

社団法人 行田市シルバー人材センター定款

（ 昭和 6 2 年 1 2 月 4 日
知事許可 指令職第 1 3 号 ）

改正 平成 2 年 6 月 27 日 知許 令職第 5 号

改正 平成 13 年 8 月 22 日 知許 指令雇対第 297 号

改正 平成 19 年 7 月 31 日 知許 指令雇対第 207 号

第 1 章 総 則

（名 称）

第 1 条 この法人は、社団法人行田市シルバー人材センター（以下「センター」という。）
という。

（事務所）

第 2 条 センターは、事務所を埼玉県行田市旭町 1 3 番 2 4 号に置く。

（目 的）

第 3 条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた
就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他軽易な業務（当該業務に係る労働力の需要
の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めたものに限る。次条及
び第 5 条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的
に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加
の推進を図り、もって高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与するこ
とを目的とする。

（事 業）

第 4 条 センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高年齢者の就業に関する情報の収集及び提供
- (2) 高年齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高年齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る
就業（雇用によるものを除く）を希望する高年齢者のために、これらの就業の機会
を確保し、及び組織的に提供する事業
- (5) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によ
るものに限る）を希望する高年齢者のための無料の職業紹介事業

- (6) 高年齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (7) 前各号のほか、センターの目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(会員の種類)

第5条 センターの会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

2 正会員は、センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たものとする。

- (1) 行田市に居住する原則として60歳以上の働く意欲のある者
- (2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望するものであること

3 特別会員は、センターに功労があった者又は学識経験者でセンターの事業運営に必要と認めて、理事長が推薦し、理事会の承認を得たものとする

4 賛助会員は、センターの目的に賛同し、事業の推進に積極的に協力する者で、理事会の承認を得たものとする。

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員は、会費を納入することを要しない。
- 3 賛助会員は、別に定める協年会費を納入するものとする。

(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

- 2 正会員が次の各号のいずれかに該当するとき、又は特別会員が第1号に該当するとき、若しくは賛助会員である法人等が解散したときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき。
 - (2) 行田市に居住しなくなったとき。

(3) 正当な理由なく会費を3ヶ月以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(除名)

第9条 会員がセンターの名誉をき損し、設立の趣旨に反し、秩序を乱し、又はこの定款に反するような行為を行ったときは、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類及び選任)

第11条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 専務理事 1人
- (4) 理事 13人以上15人以内（理事長、副理事長及び専務理事を含む。）
- (5) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。

4 役員に欠員が生じた場合において、やむを得ない事情があるときは、後任の役員を理事会において選任し、6ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、センターの業務を掌理し、事務局長を兼ねることができる。

4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第14条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員及び特別会員の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

この場合において、第9条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(顧問)

第15条 センターに、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、センターの運営の基本的事項について理事長の諮問に応ずる。

(事務局)

第16条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第17条 センターの会議は、総会及び理事会とし、総会は、定期総会及び臨時総会の2種とする。

(会議の構成)

第18条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 理事会は、理事長その他の理事をもって構成する。

(会議の権能)

第19条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 前2号のほか、センターの運営に関する重要な事項

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第20条 定期総会は、3月及び事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員及び特別会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。
- (3) 監事が民法第59条第4号に基づいて召集するとき。

3 理事会は、次に掲げる場合に随時開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第21条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の場合には請求があった日から60日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、会議の日の少なくとも7日前までに正会員及び特別会員に通知しなければならない。

(会議の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員及び特別会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(会議の定足数)

第23条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない

(会議の議決)

第24条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

第25条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員及び特別会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した理事の数及び氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、総会にあってはその総会に出席した正会員及び特別会員のうちから、理事会にあってはその理事会に出席した理事のうちから、当該会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産・事業計画等

(資産の構成)

第27条 センターの資産は、次の掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他の収入

(資産の管理)

第28条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(事業年度)

第29条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第30条 センターの事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度開始7日前までに総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるためその承認を得られない場合には、その事業年度開始の日から3月以内に総会の承認を得るものとする。

2 前項ただし書の場合において、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告・決算・貸借対照表及び財産目録)

第31条 センターの事業報告、決算、貸借対照表及び財産目録は、理事長が作成し監事の監査を経て、その事業年度の終了後3ヶ月以内に総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得、かつ埼玉県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の変更)

第33条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項の規定により解散する。

2 民法第68条第2項第1号の規定による総会の決議に基づいて解散する場合は、正会員及び特別会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する財産は、総会の議決を経て、かつ、埼玉県知事の許可を得てから

センターと類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 3 4 条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、センターの設立許可のあった日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第 1 1 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 3 条第 1 項の規定にかかわらず最初の定期総会の開催日のまでとする。
- 3 センターの設立当初の事業年度は、第 2 9 条の規定にかかわらず設立許可のあった日から昭和 6 3 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第 3 0 条第 1 項の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

附 則

この定款は、埼玉県知事の変更許可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、埼玉県知事の変更許可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、埼玉県知事の変更許可のあった日から施行する。